

株式会社建築構造センター 耐震診断評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社建築構造センター（以下「会社」という。）において、既存建築物の耐震診断及び耐震改修についてその安全性を評価・判定するに際し、その的確な実施を図るため、専門的立場から検討・審議を加え、助言を行う耐震評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(業務内容)

第2条 委員会は、会社が依頼を受けた既存建築物に関する耐震診断・耐震改修について、高度な専門的な立場から検討を加え、その結果について評価書を作成し、社長に報告する。

(委員構成)

第3条 委員会の委員構成は、次に定めるものとする。

- (1) 委員数は5名以上とし、学識経験者及び実務者をもって構成する。
- (2) 学識経験者とは、大学若しくは高等専門学校において建築工学に関する准教授以上の職にあり又はあった者とする。
- (3) 実務者とは、構造設計一級建築士資格者を原則とするが、会社がそれと同等以上と認める場合は、この限りではない。
- (4) 委員の過半数以上は、社員以外の者（以下「外部の委員」という。）とする。
 - 2 委員は、社長が委嘱する。
 - 3 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等関わった案件については、当該案件の審議には加わらないものとする。

(部会)

第4条 委員会の業務を補助するため、委員会の下に耐震診断評価部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会は原則として委員2名以上をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員の交代による場合の任期は、在任者の残任期間と同一とする。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会の委員長は委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は委員長が任命する。
- 3 委員長は委員会を代表し、その業務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は必要の都度開催し、委員長が招集する。

(議決の方法)

第8条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員全員の合議で決する。

(報酬等)

第9条 委員の報酬・旅費及びその他の経費については会社が負担し、別途定める額とする。

第10条

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、耐震評価部（東北事務所内）におく。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の業務に関し必要な事項は、委員会における議決及び社長の承認を得て定める。

<要綱の実施>

1. この要綱は、平成22年 2月 1日から施行する。

平成25年11月14日 改定